

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令 の一部を改正する政令案の概要

1 改正理由

刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）に規定される証人に給すべき日当について、刑事訴訟費用等に関する法律に基づく刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第8号）の一部が改正され、同規則第3条に規定されている証人についての日当の最高額が、8,100円から8,200円に引き上げられるところ、検察審査員、補充員、証人及び助言者に対する日当等の額については、政令で定められ、刑事訴訟費用等に関する法律の規定により証人に給すべき額を下ることができないとされている（検察審査会法第29条、第39条）。

そのため、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（以下「政令」という。）を改正し、検察審査員等に給する日当の最高額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 検察審査員等に給すべき日当の最高額を8,200円に引き上げる（第3条関係）。

	【現 行】	【改正後】
最高額	8,100円	→ 8,200円

- (2) 算出根拠

現行の最高額8,100円に令和5年度の人事院勧告の勧告率を乗じた金額を計算した結果、算定された金額約8,177円を従前どおり50円単位で端数処理して8,200円としたものである。

3 施行日

本政令の施行日は、民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則の施行日と同じ令和6年7月1日とする。